

「税額控除にかかる証明書」取得に伴う
賛助会員並びに寄附金募集のお願い

平素より、当協会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、予てより本協会の課題とし、税額控除制度導入のための申請事務作業を行ってまいりました。

このたび、茨城県から「税額控除にかかる証明書（令和元年5月22日付、障福第327号）」をいただいたことにより、当協会への賛助金並びに寄附金は公益法人への寄附金とみなされ、税制上の優遇措置が受けられることになりました。

これにより、公的に認められた社会貢献度の高い健全な公益法人となりました。

個人様からの納入は、従来の「所得控除」に加え「税額控除」という税制上の優遇措置（いずれか有利な方を選択）、法人様におかれましては一般寄附金の損金算入に加え、別枠で*特別損金算入できることになるなど法人税を抑えられる税制上の優遇措置が受けられることになりました。

税額控除制度導入に伴い、当協会の活動にご賛同いただける方々の賛助会員への入会並びに寄附金の募集を行っております。

ご賛同いただける方は別紙「ご寄附の手続き等について」をご参照いただきご協力下さいますようお願い申し上げます。

*損金算入限度額は、資本金の金額、また所得金額により変動します。税理士、お近くの税務署にご相談くださいませうお願いします。

〒310-0852 水戸市笠原町 993-17
（水戸市医師会館内）
公益社団法人いはらき思春期保健協会
会長・代表理事 皆川 憲弘
TEL 029-305-7563

ご寄附の手続き等について

■ お申込み手続き

(1) ご応募

① 添付書面でのご応募

別添の寄附申込書に寄附者様よりご寄附いただける金額をご記入のうえ、当協会事務局にご郵送願います。

* (公社) いはらき思春期保健協会 HP にも寄附申込書があります

(2) 寄附金

個人の皆様 1口 5,000円から (できましたら4口以上でお願いします)

企業の皆様 1口 10,000円から (できましたら5口以上でお願いします)

(3) お振込み

「寄附申込書」をご郵送いただき、銀行振込にてご入金お願いいたします。

下記口座のいずれかをお選びいただき、お振込みください

① 常陽銀行県庁支店

口座種別 普通
口座番号 1288094
口座名義 公益社団法人いはらき思春期保健協会
代表理事 皆川憲弘

② 筑波銀行県庁支店

口座種別 普通
口座番号 1112759
口座名義 公益社団法人いはらき思春期保健協会
代表理事 皆川憲弘

(4) 税制上の優遇措置

当協会へのご寄附は、税法上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。

(個人寄附者様におかれましては、従来の「所得控除」に加え「税額控除」という税制上の優遇措置(いずれか有利な方を選択)が受けられます。また、企業寄附者様におかれましては、一般寄附金の損金算入に加え、別枠で特別損金算入できることになり法人税を抑える税額控除が受けられます。)

* 詳細につきましては税理士、税務署等にご相談くださいますようお願いいたします。

(5) ご芳名の掲載

寄附へご賛同いただいた方のお名前を年1回の総会の資料にて紹介したく存じます。つきましては、寄附申込書にお名前の掲載可否をご回答ください。

(6) その他

「いはらき思春期保健協会」で検索していただきますと、当協会 HP でも詳しく掲載しております。併せて、賛助会員募集も行っております。

公益社団法人いはらき思春期保健協会事務局

TEL 029-305-7563

寄 附 申 込 書

公益社団法人いはらき思春期保健協会 御中

趣旨に賛同し、下記の通り寄附を申し込みます。

記

1 ご寄附金額

金 _____ 円 を、寄附します

2 お振込時期

振込予定
月 日 (頃)

3 ご芳名掲載の可否 (どちらかを○で囲んでください)

寄附者氏名等を総会の資料に掲載することに (同意する・同意しない)

令和 年 月 日

ご住所 〒

ご芳名 印

電話番号

メールアドレス

* ご芳名等掲載に同意された場合、公表可能な項目の□にレ点をご記入下さい。